

各部長
各局長
教育長
警察本部長

} 様

経営管理部長

令和7（2025）年度予算の執行について

令和7（2025）年度の予算執行に当たっては、別紙予算執行要領に基づくほか、特に次の諸点について全職員が十分認識し、計画的・効率的な執行に努めるよう通知します。

記

1 令和7（2025）年度当初予算と今後の財政運営

令和7（2025）年度当初予算は、「とちぎ行革プラン2021」に基づき、中期的な視点に立った財政運営を基本としつつ、選択と集中を図りながら必要な財源を確保し、「令和7（2025）年度政策経営基本方針」に基づく重点事項を積極的に展開するほか、「とちぎ未来創造プラン」や「とちぎ創生15戦略（第2期）」の総仕上げを行うこととして編成したところであり、その趣旨を踏まえ、最大限の効果が得られるよう努めること。

また、令和7（2025）年度においては、当初予算における財源不足が前年度よりも拡大したほか、中期財政収支見込みでは、医療福祉関係経費の増加や大規模建設事業への対応などにより、今後も相当程度の財源不足が見込まれており、さらに、物価・賃金や金利の上昇により財源不足が一層拡大する懸念もあること、加えて、「とちぎ行革プラン2021」に掲げた臨時財政対策債を除く県債残高の目標について、現時点で1,000億円以上も超過する見込みであることから、各部局においては、行政コストの削減や歳入の確保、投資的経費の精査に、これまでも増して積極的に取り組むこと。

なお、アメリカの通商政策の動向等によっては、県内経済に影響が及ぶ懸念があり、県税収入等の状況次第では配当留保措置等を講じることがあるので、適切な予算の進行管理に努めること。

2 物価高への対応

物価高への対応については、これまで補正予算等により機動的に対策を講じてきたところであるが、今後の状況によっては、追加策の必要性について検討することもありうることから、引き続き、物価高が県民生活・地域経済に与える影響や国の動向、他都道府県の対応状況等の把握に努めること。

3 公共事業等の適切な執行

公共事業等については、繰越事業の早期完了を図りながら、年間を通じた計画的な執行に努めること。なお、発注に当たっては、効率的な業務執行はもとより、適切な設計・積算を行うとともに、手続の透明性や県内中小企業等の受注機会を確保するほか、県産品の積極的な活用に配慮すること。

4 不断の事業検証と効果的・効率的な予算執行

「とちぎ行革プラン2021」に基づき、県民ニーズ等を的確に把握した上で、人件費を含めた費用対効果や優先順位を十分に見極めながら、その必要性や有効性等を常に検証すること。

また、すべての事務事業は、納税者である県民の負担のもとに行われるものであることを肝に銘じ、予算執行に当たっては、入札・契約事務などの適切な処理と事業の進行管理の徹底はもとより、限られた予算の効果的・効率的な執行に一層努め、執行残については確実に留保すること。

5 歳入の確保

- (1) 県税に対する県民の理解促進と納税意識の高揚に努め、収入の確保と滞納額の圧縮を図ること。また、県民負担の公平性を確保する観点から、税外収入を含む滞納債権については、督促・催告手続の遅延や債務者等の状況把握不足のないよう適切に対処するとともに、サービス等々の積極的な活用を検討すること。
- (2) 予算に計上している国庫支出金や使用料、手数料等の特定財源はもとより、新たな財源の確保等にも積極的に努めること。特に、県単独事業については、新しい地方経済・生活環境創生交付金をはじめとした国庫支出金等を新たに導入できるものがないか、執行前に改めて確認すること。
- (3) 自主財源の更なる充実に向け、未利用財産の売却、貸付け等に積極的に取り組むとともに、県有施設の利活用や広告収入の拡充、ふるさと納税の促進などによる財源の確保に創意工夫を凝らすこと。

6 その他

- (1) 各部局幹事課企画調整担当においては、予算編成から執行、決算までを総合的に所管調整する機能を十分に発揮すること。
- (2) 国の施策等について、常に情報収集に努めるとともに、地方の自主性と裁量権の拡大に向け、関係機関に対する働きかけを行うこと。
- (3) 「栃木県庁スマートワーク・スタンダード」に基づき、ICTツールを積極的に活用するほか、組織的な業務見直しや業務管理の徹底等を図ることにより、経費削減や労働生産性の向上につなげること。
- (4) 新規事業の構築、既存事業の拡充等に当たっては、各部局の主体的判断に基づく取組による財源確保が前提となることから、より一層の自主財源の創出に取り組むこと。

〔 予 算 執 行 要 領 〕

1 基本的事項

(1) 予算執行の基本的態度

ア 当初予算は、通年予算として編成したものであり、その効果が最大限に発揮されるよう、計画的・効率的な執行に努めるとともに、年度途中の新たな財政需要については、原則、既計上予算の範囲内で対処すること。

イ 当初予算編成においては、各部局の主体的判断による事務事業の見直しを実施したところであり、県民への説明責任を果たすとともに、人件費を含めたコスト意識を徹底し、創意工夫を凝らしながら更なる節約を図るなど厳正かつ適切に執行すること。

ウ 予算執行段階においても、すべての事業について、ゼロベースで意義を問い直し、費用対効果を評価するなど、次年度以降の予算編成を見据え、EBPM（合理的根拠（エビデンス）に基づく政策立案）等の視点も取り入れながら、事業の必要性や有効性を検証するとともに、スクラップにも取り組むこと。

エ 国庫補助金等が廃止・縮減されたものや内示割れしたものについては、県費による振替は原則認めないので特に留意すること。この場合、廃止・縮減等された国庫補助金等に見合う事業費を節約又は削減して執行すること。

オ 内部統制に組織的に取り組み、予算執行の適正性の確保を図ること。

カ 監査委員の監査、県議会の決算審査、包括外部監査等において指摘がなされた事項については、その内容を十分に検討の上、適切な措置を講じること。

(2) 財源の確保と適切な資金運用

ア 予算化された事業を確実に執行するため、計上した財源の確保に万全を期すこと。
また、国庫補助制度や地方交付税、地方債等の地方財政制度を的確に把握し、財源の確保に努めること。

イ 年度途中において流用が必要となる場合は、執行残ではなく、まずは事業の執行停止により流用財源の確保を検討することとし、やむを得ず執行残を活用する場合には、相当分の新たな自主財源を確保すること。

ウ 歳計金の不足期間においては、多額の一時借入等により支払準備資金を確保している状況にあることから、年間を通じて資金収支の安定化を図るため、計画的に事業を執行するとともに、国庫支出金、負担金等の特定財源については、事業の執行に見合った収入の確保に努めること。

さらに、制度金融等各種貸付金については、資金需要に見合った預託を行うほか、補助金・負担金等については、交付の相手方の資金収支の状況を十分に把握するとともに、状況に見合った交付時期や支払方法等となるよう適切な見直しを図ること。

なお、事業執行の時期と収入の時期が著しく異なる場合、又は収入見込額等に変更が生じた場合には、速やかに会計局会計管理課及び財政課に協議すること。

エ 県税及び各種貸付金などの滞納債権については、県民負担の公平性確保の観点からも、その実態を十分把握し、法的措置を含めて厳格な措置を講じるなど適切な債

権管理に努め、歳入の確保を図ること。

オ 各種基金の運用に当たっては、歳計金の状況も踏まえて、会計局会計管理課と十分に協議すること。

(3) 効果的・効率的な執行の確保

ア 県政の諸課題に積極的かつ柔軟に対処するため、県民に対し県政に関する情報を適時適切に提供するとともに、県民からの意見等を適切に県政に反映させること。

また、各種施策の推進に当たっては、県民との協働に意を用い、理解と協力を得るよう努めること。

イ 少子化対策や女性活躍の推進、DX、カーボンニュートラルの実現に向けた取組などにおいて、予算の効果的・効率的な執行を図るためには、関係部局間の緊密な連絡調整が重要であるので、組織横断的な取組に十分意を用いること。

また、市町との役割分担を明確にした上で、連携協力体制を強化するとともに、その他関係団体との連携等についても、十分配慮すること。

ウ 事業の優先順位を明確にし、選択と集中を進めるため、事業の評価（セルフマネジメント）を徹底すること。

エ 税収等の動向を踏まえながら、より効果的・効率的な予算の執行を図るため、四半期ごとに予算を配当するので、留意すること。

オ 県の行う契約事務は一般競争入札による方法を原則とするものであり、他の方法による場合は法令で規定するものに限定されているので、適正に対処すること。

特に、随意契約の方法による場合にあっては、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を検討して、合理的な判断により限定的に対応するなど、契約事務の適正な運用に努めること。

2 歳入に関する事項

(1) 県税については、地方税制度に関する理解を深め、県民の納税意識の高揚を図るとともに、課税客体及び課税標準の的確な把握並びに徴収率の向上により、収入の確保と滞納額の圧縮に努めること。

(2) 国庫支出金については、国の制度変更等に留意するとともに、早期申請と概算払制度の活用により、事業の執行に見合った収入の早期確保に努めること。

なお、超過負担の解消、交付事務の簡素化等については、機会あるごとに、国に対し強く要請すること。

(3) 使用料及び手数料については、予算計上額の確保に努めるとともに、応益負担の原則を踏まえ、適正かつ妥当な水準となるよう留意すること。

また、法令等で標準額等が示されているものについては、原則として当該法令等の改正の都度、改正すること。

なお、物価高の影響等により、維持管理費等の経費が高騰している場合は、使用料及び手数料の見直しを行うことが基本であり、適切に対処すること。

(4) 財産収入については、不動産貸付料の適正化を図るとともに、未利用財産の積極的な処分・活用に努めること。

(5) その他の収入については、当該事務事業の執行に見合った適切な確保に万全を期

すとともに、適正な受益者負担の観点から、その増収に努めること。

- (6) 自主財源の確保対策として、ふるさと納税の促進やネーミングライツ導入施設の拡大、県が発行する様々な印刷物等への有料広告の掲載などを実施しているところであるが、創意工夫を凝らしながら、新たな財源の検討を含め、自主財源の更なる充実に取り組むこと。

3 歳出に関する事項

(1) 投資的経費

ア 投資的経費については、計上された予算額の範囲内で円滑に当該事業が執行できるよう、用地の確保、設計等事前準備に万全を期すこと。

特に、建築工事の予算計上面積は、予算額と同様あくまでも上限であり、その範囲内で当該施設の機能が最も効果的に発揮できるよう設計、施工に当てること。

また、執行に当たっては、引き続きコストの縮減に努めるとともに、入札差金等については、不用額として確実に留保すること。

イ 公共施設等の老朽化が進行する中、中長期的な財政負担の軽減及び平準化に資するよう、「栃木県公共施設等総合管理基本方針」等に基づき、予防保全の考え方を取り入れた計画的な長寿命化対策等について、適切に対応すること。

(2) 県単補助金及び貸付金

ア 県単補助金については、補助効果の観点から事業の内容を検討しつつ所期の目的が達成されるよう努めるとともに、一層の改善合理化を進めること。予算編成等を通じて補助対象経費の明確化や終期の設定等の見直しを行ったものについては、関係団体等との調整を十分に行い、適切な事務処理と執行に努めること。

イ 補助金等の前金払又は概算払は、あくまでも支出の特例であり、補助対象等の事業実施計画、資金計画等について十分精査すること。

ウ 県が出資又は補助している法人等については、それぞれ出資又は補助の目的に沿って、適正かつ効果的に運営されるよう、また、更なる経費の節減合理化や自主財源の確保が図られるよう助言等を行うこと。

なお、助言等に当たっては、「特定出資法人等の自律的運営に向けた基本方針」及び県議会や監査における提言等を踏まえ、適切に対応すること。

エ 市町村総合交付金制度については、地方分権の推進と事務の効率化の観点から、市町と十分な連携、調整等を行い、市町の自主性を尊重しながら、適切な運用を図ること。

オ 県単貸付金については、制度の意義や成果の検証を行い、施策の効果が十分確保できるよう適切な執行に努めること。

(3) その他の経費

ア 医療福祉関係経費の増加を抑制していくことは、財政運営上の重要な課題であることから、健康寿命の延伸や医療費・介護給付費等の適正化に積極的に取り組むこと。

イ 新施設等に係る維持管理経費については、当面の措置として他の類似施設等の維持管理経費を参考に予算化しているので、節約を基調とした予算執行に十分留意

すること。

また、エネルギー価格等の物価や賃金の上昇により、庁舎をはじめとした県有施設の維持管理費が増嵩する傾向にあることから、より一層の経費節減に努めること。

ウ 旅費、需用費等の経常的一般行政経費については、より一層の適切かつ効率的な執行と節約に努めること。

特に、本庁における常用物品の調達・管理一元化の円滑な運用に努めるほか、その他の物品の購入、印刷物の発注等に係る契約の際には、常に在庫の状況を把握するとともに、法令等に照らし適正な執行を図ること。

また、コピー用紙経費（複写サービス経費を含む）については、全庁的にデジタル化を推進していることから、ペーパーレス化を徹底し、削減に努めること。

エ 予備費の充当については、通年議会の趣旨を踏まえ、補正予算の編成が原則であり、限定的に対処するものであるので、十分に留意すること。

オ 交通事故の損害賠償等については、後年度の保険金負担の増加にも大きく影響することから、公務の執行に当たっては、改めて安全確認等を徹底すること。